

デジタルサイネージガイドライン の運用状況について

1 デジタルサイネージガイドラインの概要

(1) 目的・位置付け

- 近年の技術の進化や社会情勢の変化により、光や動きを活用したデジタルサイネージ等の新たな技術を用いた屋外広告物が街中で見られる。
- デジタルサイネージは情報伝達性に優れ、多様な表現が可能であるが、「光」「動き」「音」を有しており、これらをうまくコントロールしないと、景観阻害要因となるだけでなく、住環境等にも悪影響を及ぼす恐れがある。
- 本市では、屋外広告物条例等に加えて、景観誘導を行う手引きとして、「さいたま市デジタルサイネージガイドライン」を策定し、令和2年4月から運用開始している。

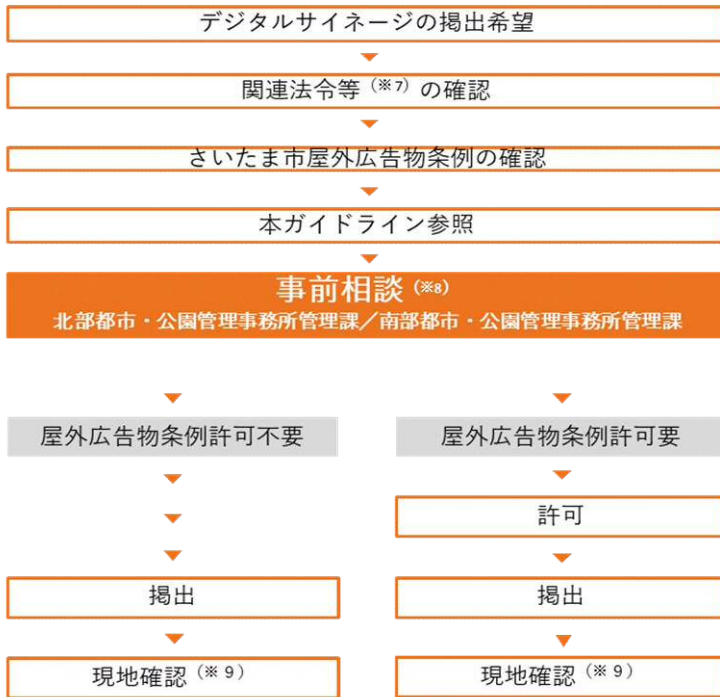
【デジタルサイネージガイドラインの位置付け】



(2) 主な基準

	①商業地系 エリア	②工業地系 エリア	③住宅地系 エリア	④田園系 エリア
高さ	9m（2階相当）以下 見通しの良い交差点等は、 4.5m（1階相当）以下	4.5m （1階相当） 以下	3m（1階相当）以下	
音	原則音は出さない。 ※10～18時の間で 65デシベル以下は可	音は出さない。		
光 （19～5時）	明るさをなるべく抑えてください。		原則、夜間は禁止	
	1,000cd/m ² 以下		800cd/m ² 以下	400cd/m ² 以下

(3) 掲出までの流れ

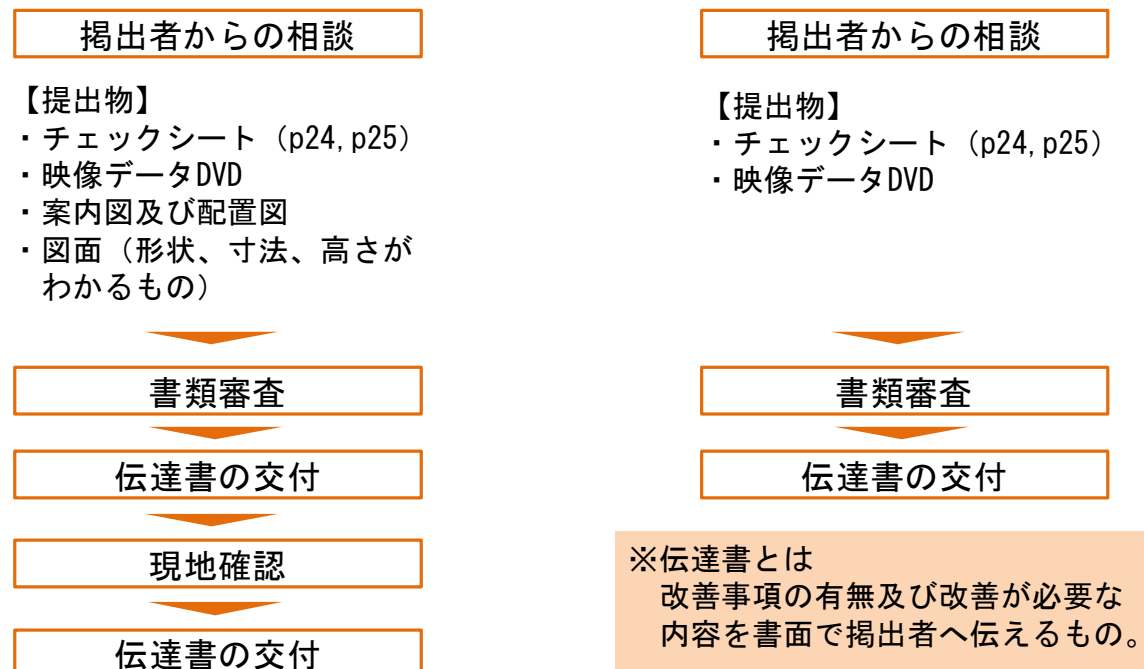


デジタルサイネージ設置に関する手続きの流れ

- ※7) 道路法・建築基準法・見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針等により、さいたま市屋外広告物条例とは別に確認・手続きが必要な場合があります。
- ※8) コンテンツを変更する場合、改めてチェックシート・映像データDVDのご提出をお願いします。
- ※9) 掲出者の立ち合いをお願いします。

(4) 事前相談の詳細

【新規設置の場合】



2 運用状況

○事前相談件数（令和2年4月～9月末）

新規設置：3件 コンテンツの変更：36件

3 ガイドラインの周知方法

- ・すべての屋外広告業登録業者へチラシを送付。
⇒その後、登録した業者にも随時送付。
- ・埼玉県屋外広告業協同組合へガイドラインを配布。
- ・さいたま市ホームページに掲載。
- ・都市計画課の窓口でガイドラインを配布。
- ・（南北）都市・公園管理事務所管理課の許可窓口でガイドラインを配布。